

資料11 監査の実施状況

行政機関名	監査の実施状況				監査の実施頻度	
	実施した	指摘事項の有無		改善措置の実施の有無		
		○	—			
内閣官房	○	○	○	○	年に1回	
内閣法制局	○	○	○	○	年に1回	
原子力防災会議	○	—	—	—	年に1回	
人事院	○	○	○	○	その他	
復興庁	○	○	○	○	年に1回	
内閣府	○	○	○	○	年に1回	
宮内庁	○	○	○	○	年に1回	
公正取引委員会	○	○	○	○	年に1回	
国家公安委員会	○	—	—	—	年に1回	
警察庁	○	○	○	○	年に1回	
個人情報保護委員会	○	○	○	○	年に1回	
金融庁	○	○	○	○	年に1回	
消費者庁	○	○	○	○	年に1回	
総務省	○	○	○	○	年に1回	
公害等調整委員会	○	—	—	—	年に1回	
消防庁	○	○	○	○	年に1回	
法務省	○	○	○	○	年に1回	
公安審査委員会	○	—	—	—	年に1回	
公安調査庁	○	○	○	○	その他	
検察庁	○	○	○	○	年に1回	
外務省	○	○	○	○	その他	
財務省	○	○	○	○	年に1回	
国税庁	○	○	○	○	年に1回	
文部科学省	○	○	○	○	年に1回	
スポーツ庁	○	○	○	○	年に1回	
文化庁	○	○	○	○	年に1回	
厚生労働省	○	○	○	○	その他	
中央労働委員会	○	○	○	○	年に1回	
農林水産省	○	○	○	○	※ その他	
林野庁	○	○	○	○	※ その他	
水産庁	○	○	○	○	※ その他	
経済産業省	○	○	○	○	その他	
資源エネルギー庁	○	○	○	○	その他	
特許庁	○	○	○	○	年に1回	
中小企業庁	○	○	○	○	その他	
国土交通省	○	○	○	○	※ その他	
運輸安全委員会	—	—	—	—	※ その他	
観光庁	○	○	○	○	※ その他	
気象庁	○	○	○	○	※ その他	
海上保安庁	○	○	○	○	年に1回	
環境省	○	○	○	○	その他	
原子力規制委員会	○	○	○	○	年に1回	
防衛省	○	○	○	○	その他	
防衛装備庁	○	○	○	○	その他	
会計検査院	○	○	○	○	その他	
計	44	40	40	40		

(注) 1 「監査の実施頻度」欄で「その他」のものは、毎年全文書管理者を対象とした書面監査を実施するとともに、実地監査を数年で一巡させるなどの取組を行っているものである。
また、※は本省に設置された監査責任者が監査対象としている機関である。

2 「○」は当該項目に該当するもの、「—」は当該項目に該当がないものを表す。